

歯科医療（その1）

中医協 総-3
5. 7. 12

1. 歯科医療を取り巻く現状等について
2. 診療内容と医療費について
3. 歯科医療に係る診療報酬上の評価について
 - ①かかりつけ歯科医機能に係る評価
 - ②病院における歯科の機能に係る評価
 - ③医科歯科連携
 - ④介護との連携
 - ⑤院内感染防止対策
 - ⑥歯科疾患の重症化予防
 - ⑦ライフステージに応じた口腔機能の管理
 - ⑧障害者・有病者・認知症の人への歯科医療
 - ⑨電話や情報通信機器を用いた歯科診療
 - ⑩歯科固有の技術



中医協 総-2
5. 8. 30

令和6年度診療報酬改定に向けた議論の概要

- 中央社会保険医療協議会において、令和5年4月より、令和6年度診療報酬改定の議論が行われ、議論が行った。
- その内容及び見解について、以下のとおり報告する
- 今後、以下に記述した内容に基づき、小委員会や専門部会を設け、令和6年度診療報酬に向けてさらに議論を行う。

1 議論の経過

| 日 程 | 場 所 |
|-----------|--------------|
| 令和5年4月16日 | 医事DX（その1） |
| 5月17日 | 医事DX |
| 6月14日 | 働き方改革の推進について |
| 6月11日 | 作業（その1） |
| 7月5日 | 入浴（その1） |
| 7月12日 | 在宅（その1） |
| 7月19日 | 歯科（その1） |
| 7月26日 | 感染症（その1） |
| 8月2日 | 個別事項（小児科診療） |
| | 医事DX（その2） |



令和6年度 予算概算要求の主要事項



1. 財政影響の見直し、資料をまとめることがある。1



令和6年度 概算要求の概要（厚生労働省医政局） 主要施策 1. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化 ② 医療計画等に基づく医療体制の推進

10 歯科口腔保健・歯科保健医療提供体制の推進【一部新規】【一部推進枠】
2,806百万円【うち、推進枠2,253百万円】（2,294百万円）

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組を推進するため、就労世代の歯科健診の推進に向けた歯科健診や受診勧奨の手法の検証等を行うモデル事業を実施するとともに、歯周病等の簡易なスクリーニング方法の開発支援等を行う。

加えて、令和6年度からの次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に基づき、地域の実情に応じた歯科口腔保健施策をさらに推進するため、自治体における歯科健診や歯科疾患の予防及び歯科口腔保健の推進体制の強化等の取組を支援する。

また、各地域の実情を踏まえて、多職種が連携して歯科保健医療提供体制を構築するための取組を支援するとともに、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科衛生士・歯科技工士の離職防止・復職支援や、歯科専門職の人材確保に向けた実態調査及び業務の普及啓発の取組を行う。あわせて、卒前・卒後のシームレスな歯科医師養成に向け、令和6年度から公的化される共用試験の体制整備に必要な費用を支援する。

【歯科口腔保健・歯科保健医療関係の主な予算の内訳】

| | | |
|----------------------|----------|----------------------------|
| 8020運動・口腔保健推進事業 | 1,205百万円 | 歯科衛生士の人材確保実証事業 |
| 就労世代の歯科健診等推進事業 | 365百万円 | 歯科技工士の人材確保対策事業 |
| 歯周病等スクリーニングツール開発支援事業 | 202百万円 | 共用試験公的化に係る体制整備事業 |
| 歯科医療提供体制構築推進事業 | 271百万円 | 歯科OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業 |
| 歯科専門職の業務の普及啓発事業 | 28百万円 | |



令和6年度 概算要求の概要（厚生労働省健康・生活衛生局） 1 健康増進対策（地域保健対策含む。）

- (1) 健康づくり・生活習慣病対策・栄養対策等の推進

壮年期からの健康づくりや脳卒中・心臓病等の生活習慣病の予防・早期発見等のため、健康増進法に基づき市町村等が実施する各種事業の支援等を行う。

○健康増進事業（肝炎対策を除く） 16億円

健康増進法に基づいて市町村等が実施する健康増進事業（健康教育、健康相談、健康診査（骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等を含む）、訪問指導等）のうち、現在、歯周疾患検診の対象となっていない20代・30代を対象に加えることにより、生涯を通じた歯科健診（検診）の機会を確保し、歯・口腔の健康の保持・増進を図る。

(補助先) 都道府県（間接補助先：市町村）、指定都市

(補助率) 都道府県（1/2）、指定都市（1/3）



関係法令等

- 指導・監査の実施状況
- 特定共同指導・共同指導における指図書事項
- 保険診療に関する規程先



保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について (平成七年一月二二日(保発第一一七号)(各都道府県知事あて厚生省保険局長通知)

標記については、「社会保険医療担当者指導大綱について」(昭和三二年七月四日保発第六二号)及び「社会保険医療担当者の監査について」(昭和二八年六月一日保発第四六号)により取り扱ってきたところであるが、今般、中央社会保険医療協議会審査、指導・監査小委員会報告を受け、別添一「指導大綱」及び別添二「監査要綱」により取り扱うこととし、平成八年四月以降の指導及び監査から実施することとしたので通知する。

(別添1)
指導大綱

(別添2)
監査要綱



集団指導用資料

- 配布資料
- スライド資料

保険診療の理解のために
【歯科】
(令和5年度)

厚生労働省 保険局



